行政調查新聞

16年前の「うつぶせ寝女児死亡事件」で 過失責任を問われた保育園に認可を与えた 川越市の「選定基準」の厳しさ

(2014年3月10日)

2月中旬から下旬にかけ、本紙に匿名で届けられた複数の投書…。匿名投書はよくあることだが、内容が類似した複数の投書は珍しい。

1998年(平成10年)3月、ある無認可 保育園で悲劇的な事故が起きた。園内で当 時4ヶ月の女児が変死体で発見されたので ある。司法解剖の結果、判明した死因はSDIS (乳幼児突然死症候群)。事件性なしと判断 され、保育園側の過失責任も問われなかっ た。

だが死因に疑問を抱いた両親の調査で、 女児は午前10時頃から午後3時前までう つぶせ寝で、頭から布団を被せられた状態 で放置されていたことが判明。のち、同保 育園の経営者を提訴するに至る。

平成16年3月、さいたま地裁川越支部の判決によれば「死因はSIDSであり原因は不明」として両親の請求を棄却。両親側は東京高裁に控訴し平成17年6月、保育園側が両親に謝罪し和解金3150万円を支払うことで和解した。

投書の内容は、この保育園に関することであった。この事故を起こした保育園が今年度の市の保育園認可を取った、というのである。投書は「このような殺人と思えるようなところ(保育施設)が社会福祉法人

の許可園になると聞きました。びっくりです。これはどうしてでしょうか…」と疑問を投げかけ、さらに同保育園の園長(女性)の配偶者は元川越市職員であり、親戚には現職の議員がいる、との情報を添えていた。

劣悪ともいえる保育環境で、女児の死に 責任のあった同保育園は、認可外保育施設 (無認可保育園)であった。「無認可」とい う言葉のイメージから誤解が生じる恐れが あるのだが、ここでいう無認可とは「児童 福祉法上の保育所に該当しない保育施設」 の意味。公的補助が基本的にないため保育 料等は認可保育所と較べて高額だが、3歳 未満児の保育、延長保育や24時間保育など、 認可保育所が扱わないサービスを提供する ケースもある。企業内保育所やベビーホテ ルなどはみな無認可保育園であり、利用者 の目線での保育業務を行うところも多い。 そのため残業などが突然入ることを見越し て、わざわざ無認可保育園を第一候補にす る家庭も増加しているという。

投書の主張は明らかである。事件が起きた保育園が、平成27年度の許可保育園に決定したという、その「背後」には何があるのか。園長の関係者が市の0Bであるため、市から何某かの便宜が図られたのではないか。あるいは、親族の議員が権力を行使し、

担当職員に圧力をかけて認可を取得したのではないか…。投書の主の疑念は、やがて本紙の疑念に変わった。

本紙は担当課である保育課長にこの投書の経緯を説明。「保育所整備事業の選定経過」 や、事故のあった赤ちゃんを扱う「家庭保育室」について取材した。

ハードルの高い「選定基準」

川越市保育課長によれば、保育所整備事業の選定は以下のようなプロセスを経ている。

- ・平成25年7月1日および7月10日に、 関係課長等で構成される「川越市保育所施 設整備検討会議」が開かれ、平成26年度の 保育所整備計画の方針を検討。
- ・「川越市民間保育所整備事業者募集要項」に基づき事業者を公募。
- ・10 事業者の応募あり。平成 25 年 10 月 17 日および 23 日の検討会議にて、各応募 事業者から提出された書類を審査。
- ・審査は客観性を重視した「川越市民間保育所整備事業者選定基準」による採点方式を採用。保育所運営の基本方針・保育内容・管理運営・整備予定地・周辺環境等の18項目について採点した。
- ・検討会議の結果を踏まえ、応募した 10 事業者のなかから 3 事業者を決定。

「川越市民間保育所整備事業者選定基準」
¹にはさまざまな評価項目が並び、保育施設の運営基盤から保育サービスの方針や人員・安全管理、整備予定地から周辺環境等に至るまでの細部が評価対象となっている。

http://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/contents/1376865740228/files/sennteikijyunn.pdf

この18項目の評価ポイントはそれぞれ、客観的な裏付けが必要なものである。そのため、たとえば恣意的な「主観点」を加算することで、ある「特定の応募事業者」だけを他の事業者より上位に評価する、ということはできない。応募した10事業者のうち7事業者が漏れてしまったことから見ても、かなり厳しい選定基準である、と言えよう。

投書の主、そして本紙が抱いていた疑念 について、保育課長はこう明言する。

「(園長の関係者が) 市の OB とはいえ、 その事業者に対して便宜をはかることはできない。議員は一切係わっていない。また 昨今の社会的風潮からして、むしろ『市の OB』や『現職議員』が関係するところは、 こちらも客観性・公平性を保つよう、より いっそうの注意を払わなければならない。 率直に言えば現代の社会意識とは、そうい うことが通用した時代の意識ではない」

また選定の際には、複数の関係課長等から構成された「検討会議」を行っている。さすがにいまの時代、「市 OB・現職議員の"コネ"」で、ある応募事業者だけを検討会議の中に「特別優遇」扱いでねじ込むのは非現実的であることを、本紙は調査の過程で判断した。長年、行政内部の調査に携わってきた本紙の眼も、不審とおぼしきものを見いだすことはできなかった。

また、0歳児から2歳児までを対象とする家庭保育室については、「川越市家庭保育室要綱」に基づき市が指定している。現在、川越市には21施設がある。

家庭保育には、児童福祉法第59条の規定に基づき、毎年、市による立入調査により 実地指導を行っている。保育に従事する人 数・資格・委託費・保育室等の構造設備お よび面積・非常災害に対する措置・保育の 内容・給食・健康管理・安全確保・利用者 への情報提供・備えるべき帳簿等について 審査し、問題があれば指導により改善を図 っている、とのこと。 「未就学児の人口の増加や就労希望者の増加により、待機児童の数は年々増えている。市としてはこれまでの保育所の整備に加え、小規模保育事業の活用などの新たな手法を用いて、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるよう、保育サービスの受け皿を増やし待機児童ゼロを実現できるよう務めていきたい」(保育課長)担当部署の前向きな努力は言葉だけのものではなく、実際の作業が伴っていること

を本紙は確認した。

続発する「うつぶせ寝事故」

また本紙は、この事故を起こした保育園側からも話を聞いた。現在の同保育園は、 事故当時の名称ではない。

園長の関係者が元市職員であること、ま た親戚に現職の議員がいるという事実につ いて、保育園側は一切否定しなかった。

「むしろ関係者が元市職員であるからこそ、市からの認定を受けるためには周囲からの誤解されないように、細心の注意を払って行っている」(同保育園長)

また「現職議員」についての説明、すな わち「親戚という事実はあるものの、遠縁 であるため付き合いはない」という園側の 主張は、のちに本紙が調べた結果とも一致 した。

16年前の悲劇は決して過去のものではない、と保育園側は主張する。

「同様な事故が二度と起きないよう、細 心の注意を払い保育園の運営を行っていま す」 事故当時の言い訳がましさはなかった。 胸を押さえつつ、

「お子さんをお預かりする度に、哀しい 思い出が脳裏をよぎります。決して過ちが あってはならない、と思いを新たにしてお 務めをしております」との答えだった。

先に述べたとおり、認可外保育施設は基本的に公的補助がないため、保育料等は認可保育所と較べて高額である。また入園の方法は各施設との直接的な契約だ。

認可されれば公的補助の対象となる。「市としては認可保育所を増やしていきたい。 認可されれば、保育所側は保育料も下げる ことができ、保育所を利用する親御さんの 負担も軽くなる」(保育課長)

負担が軽くなるというのは、「認可」により補助金の支出対象となることを意味する。 だが市の認可を受けるためのハードルは容 易に越えられるものではない。やはり公的 補助の対象となる以上、認可保育所として ふさわしい経営理念や施設等の完備が必要 であることは言うまでもない。そのため市 は「川越市民間保育所整備事業者選定基準」 を設けている。認可を取得したい事業者は これをクリアし、さらには検討会議での了 承を得なければならない。前近代的な「コ ネ」の力がものを言う余地は、そこにはない

投書をきっかけとして本紙もまた、認可の取得が容易ならざることをあらためて知った。調査の結果、当初の疑念は払拭された。

16年前の「女児うつぶせ寝死亡事故」は、両親と保育園側の和解という形で終熄した。しかし同じ「うつぶせ寝による幼児死亡事後」は、その後も全国の保育施設で発生している。最近では2010年11月には大阪府八尾市の保育所で5ヶ月の女児が、2011年2月にはさいたま市南区の保育室で1歳の女児がそれぞれ同様のうつぶせ寝により死亡している。厚生労働省によれば、2011年の1年間に報告された保育施設での死亡事故は14件。そのすべてが午睡中で、うち11件が基準に反するうつぶせ寝の状態だったことが確認されている。

「うつぶせ寝事故」の背景として指摘されるのは、保育士の労働環境の厳しさだ。 「うつぶせ寝」は一般的に、子どもが寝やすい姿勢といわれている。悪い労働環境のなかで過酷な仕事量を強いられる保育士は「なるべく時間を作れるように」と、子どもを早く寝かせようとして、ついうつぶせ

また無認可保育園に勤務する保育士の平均年収は200万円とも言われている。過酷な労働に見合う収入とは言いがたい。「なり手がいない」ことからくる慢性的な人材不足もまた、現役の保育士にとってのさらなる負荷となりうる。

寝にしてしまうという。

お預かりした幼児に二度と事故がないよう、細心の注意を払って保育所事業を運営していただきたい…。本紙が同保育園に強く望むことであり、また園長も十二分に自覚していた。

投書をして下さる方は是非とも実名でお願いしたい。実名であると調査の方法も変わってきます。我々は守秘義務を厳守することを自負しています。

亡くなったお子様の御冥福をお祈り申し 上げます。■